

○えびの市パブリックコメント制度実施要綱

(平成 20 年 4 月 1 日えびの市告示第 83 号)

改正平成 23 年 1 月 19 日告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市の重要な施策等の策定の過程において、市民参画を促進し、公正で透明な開かれた市政の推進に資するため、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この告示において「パブリックコメント制度」とは、市の重要な政策等を策定する過程において、その政策等に関する案の趣旨や内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市に納税義務を有するもの
- (6) その他実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

4 この告示に定めるパブリックコメント制度は、市の政策等に対して市民等の賛否を問うために行うものではない。

(対象)

第 3 条 パブリックコメント制度を実施する施策等(以下「対象施策等」という。)は、次に掲げる事項を対象とする。

- (1) 基本構想の案若しくは市の基本的な政策を定め、又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定若しくは改定
- (2) 市の基本的な政策を定め、又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を規定する条例の制定若しくは改廃
- (3) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃
- (4) 市が実施する建設事業のうち大規模のものに係る基本計画及びその重要な変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第 4 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 法令その他の規定により、パブリックコメント制度に準じる手続を行う場合

- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、パブリックコメント制度に準じた手続を実施した場合
 - (3) 対象施策等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
 - (4) 実施機関が緊急を要するもの又は軽微な変更であると認める場合
 - (5) その他市長が特に認める場合
- (公表の時期及び方法)

第 5 条 実施機関は、対象施策等の策定を行うときは、意思決定を行う前に対象施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定に基づき対象施策等の案を公表するときは、市民の理解に資するため、次に掲げる資料の公表に努めるものとする。

- (1) 対象施策等の案の概要
- (2) 対象施策等の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民等が対象施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) えびの市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧

4 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、市広報への掲載その他の方法により、公表の周知に努めるものとする。

5 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期間及び意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

(意見等の提出)

第 6 条 実施機関は、意見等の提出期間として、対象施策等の案を公表した日から 30 日以上期間を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は緊急その他やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を 30 日未満とすることができる。

3 第 1 項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール(添付ファイルは使用しないこと。)
- (4) 実施機関が定める場所への書面による提出

4 意見等を提出しようとする市民等は、意見等を提出する際に、住所、氏名、連絡先、その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意見等の考慮)

第 7 条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、対象施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、えびの市情報公開条例(平成 12 年えびの市条例第 34 号)第 7 条に規定する非公開情報に該当するものは公表しない。

- (1) 提出された意見等の概要

- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 対象施策等の案を修正したときは、その修正内容
- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方は、まとめて公表することができるものとする。
- 4 前項の規定に基づく公表の方法については、第5条の規定を準用する。
(実施状況の公表)

第8条 市長は、各実施機関が行うパブリックコメント制度の実施状況を取りまとめ、毎年度1回、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施機関が策定する対象施策等について適用し、既に策定過程にある対象施策等については適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。